

習志野市教育委員会会議録
(平成27年第10回定例会)

- 1 期 日 平成27年10月28日(水)
習志野市教育委員会事務局大会議室
開会時刻 午後3時00分
閉会時刻 午後5時00分
- 2 出席委員
- | | | | |
|--|-------|-----|-----|
| | 委 員 長 | 原 田 | 孝 |
| | 委 員 | 貞 廣 | 齋 子 |
| | 委 員 | 梓 澤 | キヨ子 |
| | 委 員 | 古 本 | 敬 明 |
| | 委 員 | 植 松 | 榮 人 |
- 3 出席職員
- | | | |
|---------------|-----|-----|
| 学校教育部長 | 市 瀬 | 秀 光 |
| 生涯学習部長 | 広 瀬 | 宏 幸 |
| 学校教育部参事 | 田久保 | 正 彦 |
| 学校教育部参事 | 早 瀬 | 登美雄 |
| 学校教育部・生涯学習部参事 | 吉 川 | 清 志 |
| 学校教育部次長 | 小 熊 | 隆 |
| 教育総務課長 | 小野寺 | 良 夫 |
| 学校教育課長 | 天 田 | 正 弘 |
| 指導課長 | 上 原 | 宏 |
| 給食センター所長 | 星 | 昌 幸 |
| 習志野高校事務長 | 長 沼 | 仁 |
| 総合教育センター所長 | 西 谷 | 秀 樹 |
| 社会教育課長 | 佐々木 | 博 文 |
| 生涯スポーツ課長 | 片 岡 | 利 江 |
| 青少年課長 | 佐久間 | 心 之 |
| 青少年センター所長 | 高 梨 | 秀 胤 |
| 大久保図書館長 | 岡 野 | 重 吾 |
| 学校教育部主幹 | 三 角 | 寿 人 |
| 学校教育部主幹 | 妹 川 | 智 子 |
| 学校教育部主幹 | 田 中 | 憲一郎 |
| 学校教育部主幹 | 小 澤 | 由 香 |
| 学校教育部主幹 | 小 平 | 修 |
| 生涯学習部主幹 | 中 村 | 裕 美 |

4 議題

第1 前回会議録の承認

第2 報告事項

- (1) 平成27年習志野市議会第3回定例会一般質問等について
- (2) 平成28年度小規模特認校について
- (3) 平成27年度全国学力・学習状況調査の結果について
- (4) 谷津南小学校におけるバス通学について
- (5) 臨時代理の報告について
(習志野市立小学校の校長の人事異動に係る内申について)
- (6) 臨時代理の報告について
(習志野市教育委員会6級以上の職員の任免について)
- (7) 臨時代理の報告について
(習志野市教育委員会6級以上の職員及び5級の指導主事の任免について)

第3 議決事項

- 議案第42号 平成27年度教育費予算案(12月補正)について
- 議案第43号 習志野市指定文化財の指定について
- 議案第44号 平成27年度末及び平成28年度習志野市立高等学校教職員人事異動方針の制定について
- 議案第45号 習志野市いじめ問題対策連絡協議会、習志野市いじめ問題対策委員会及び習志野市いじめ問題再調査委員会設置条例の制定について
- 議案第46号 習志野市いじめ防止基本方針の策定について

第4 協議事項

- 協議第1号 特別支援学級及び通級指導教室の整備計画について
- 協議第2号 次回教育委員会定例会の期日について

5 会議内容

原田委員長が

平成27年習志野市教育委員会第10回定例会の開会を宣言

原田委員長が

「報告事項(5) 臨時代理の報告について(習志野市立小学校の校長の人事異動に係る内申について)」、「報告事項(6) 臨時代理の報告について(習志野市教育委員会6級以上の職員の任免について)」、「報告事項(7) 臨時代理の報告について(習志野市教育委員会6級以上の職員及び5級の指導主事の任免について)」及び「議案第46号 習志野市いじめ防止基本方針の策定について」を議事に追加することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

原田委員長が

会議規則第15条の規定により、報告事項(3)及び報告事項(5)ないし報告事項(7)並びに議案第42号及び議案第45号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非

公開と決定された。

原田委員長が

非公開部分の会議録について、報告事項（３）は、１１月にホームページにて公開する際に、議案第４２号及び第４５号は、議案が市長から市議会へ提案された後に公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

原田委員長が

本日の日程について、非公開の議題を公開の議題の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

原田委員長が

平成２７年第９回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

報告事項（１） 平成２７年習志野市議会第３回定例会一般質問等について

（教育総務課）

小野寺教育総務課長

一般質問は、平成２７年９月７日から１４日にかけて行われたもので、教育委員会に関するものとして、一般質問が１６名の議員から３１件あり、１件の陳情があったものである。

最初に、本定例会での教育委員会における一般質問全体を概観すると、複数の議員より、いじめ防止対策推進法に関する事、公共施設再生計画に関する事、給食センターの建替計画に関する事、放課後児童会に関する事についての質問があった。これは、今まさに教育委員会が直面する事項であり、実効的に行えるよう、取組方針を定めながら計画性をもって取り組まなければならないものであった。このほか、市立幼稚園の運営に対する今後の方針について、特別支援教育について、土曜や放課後及び長期休業を利用した学力向上への取り組みについてなど、時代の変化に対応した、きめ細かな教育の推進などに重点を置いた一般質問がなされたものである。

本日は、通告番号１番の佐々木議員からの質問である『５「いじめ防止対策推進法」による教育委員会の今後の取り組みについて』を取り上げる。このほか、陳情のあった１件については、審査結果を含めてその内容を報告する。

この２件については、何れも指導課に関するものであるので、直接、所属長から報告する、と概要を説明

上原指導課長

まず、通告番号１番の佐々木議員からの質問である『「いじめ防止対策推進法」による教育委員会の今後の取り組みについて』を説明する。

この質問に対して、教育委員会では、いじめのアンケートを年３回行い、実態の把握を定期的に行い、迅速な対応及び集計結果を分析することでいじめ問題の解決、情報提供に努めていること、また、議案第４６号において審議いただく、「習志野市いじめ防止基本方針」の策定に取り組んでいること、を要旨とする答弁をした。

この1回目の答弁後、いじめ問題に対応する組織についてなど、4項目にわたる再質問を受け、このことについては、いじめ防止等に関する機関及び団体の連携を図るために必要な事項について協議をする「いじめ問題対策連絡協議会」及びいじめの早期発見、いじめ問題の解決を図る「いじめ問題対策委員会」の設置に向けて準備を進めているところであることを、を要旨とする答弁をした。

次に、「近隣諸国条項の撤廃を求める意見書」を国へ提出することを求める陳情については、文教福祉常任委員会に付託され、教育委員会としての参考意見を述べ、委員会では、不採択の結果となり、本会議の場においても不採択となったものである、と概要を説明

梓澤委員

通告番号6番の小川議員からの質問で、特別支援教育について、専門職の確保と人材育成を訴えているが、教育委員会としては来年度以降もこのように取り組んでいくつもりか、と質問

上原指導課長

特別支援教育の専門性を高めるために、特別支援学校教諭免許を持った教員の確保や研修の充実等に、今後も取り組んでいく、と回答

梓澤委員

どのように教育をしたら良いかということは、障がいへの理解が無くてはなかなか分からないと思うので、人材の確保と育成をしっかりと進めてほしい、と要望

古本委員

いじめについては、出来るだけ早期に発見して対策を講じることが大切であると思う。いじめの根本には、勉強に対する悩みや、成長過程での心と体の不一致など、様々な何かしらの歪みがあると思う。そのような歪みがいじめになる前に、歪みに気づいてケアをするスクールカウンセラーの配置状況を教えてほしい、と質問

上原指導課長

県から派遣されているスクールカウンセラーを、各中学校に配置している。小学校については、4校に配置している。また、市の教育相談員を、全中学校に1名ずつ、小学校については3校に配置している。このような中で、子どもたちの悩みのケアや学習遅進があった場合には寄り添って勉強を教えるといった対応をしている、と回答

古本委員

スクールカウンセラーや教育相談員が配置されていない学校もあるということか。そのような学校にも今後配置する予定はあるのか、と質問

上原指導課長

今後配置していく方向で検討していきたい、と回答

古本委員

出来るだけ受け入れ口を大きくして、子どもたちが素直に相談出来る環境作りに努めて

いただきたい、と要望

原田委員長

全国報道でいじめが増えているとあるが、本市においてもいじめの認知件数は増えているのか、と質問

上原指導課長

直近の調査結果である本年度の1学期の認知件数を見ると、いじめの認知件数は増えている。全国報道にもあったように、本市においても低学年でのいじめの認知件数が多くなっている、と回答

原田委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(1)は了承された。

報告事項(2) 平成28年度小規模特認校について

(学校教育課)

天田学校教育課長

小規模特認校制については、平成15年度通学区域審議会で審議され、次のように決定した。『学校規模が12学級以下の小学校は、「小規模特認校」として市内全域から選択できる学校とする。』これを、平成15年9月24日付けで通学区域審議会の答申を受けて決定した。この決定を受けて、平成16年4月より、向山小学校と秋津小学校を小規模特認校とした。

平成27年度現在の市内小学校の学級数については、現在特認校の向山小学校は12学級、秋津小学校は11学級である。ボーダー付近に注目すると、袖ヶ浦西小学校は11学級、谷津南小学校は13学級、香澄小学校は14学級となっている。このうち、谷津南小学校については、奏の杜からのバス通学が始まり人数の増加が見込まれるため現状維持とし、香澄小学校についても、現状のままとし、人数について今後注視していく。袖ヶ浦西小学校については、既に12学級を下回っているため早急な対応が必要である。そこで、平成28年4月より、向山小学校、秋津小学校及び袖ヶ浦西小学校の3校を前述の決定事項に基づき、小規模特認校とする。

最後に、小規模特認校の決定・施行の手続きについては、平成15年に決定された条件に基づいて教育委員会が行う。学級数については、特別支援学級は含むが、特別支援教室は除く。来年度以降も、小規模特認校について毎年の通学区域審議会で確認、報告をしていく。近年、習志野市も人口の増減が地域によって激しく変化している状況があり、それは今後もしばらく続くことが予想される。先を見通して、毎年状況を確認し、小規模特認校について審議していきたいと考えている、と概要を説明

梓澤委員

平成15年度の通学区域審議会で審議結果に基づいて、という説明があったが、その時の教育委員の皆さんからは、どのような諮問がなされ、どのような質疑が行われ、答申を受けたのか教えていただきたい、と質問

天田学校教育課長

平成9年1月27日に文部省より「通学区域制度の弾力的運用について」という通知がなされた。その中で、通学区域を弾力化して考えていくことが通知された。この通知の「特定の学校においてそれぞれの特色を持たせる努力が行われているとともに、それらの学校について、広域の範囲から保護者の選択により子供を通学させるという試みが行われている」という文言が基本となり、札幌市で小規模特認校が発表された中で、平成15年度に本市の通学区域審議会において、当時向山小学校が単学級、各学年1学級であったことから、向山小学校を小規模特認校として指定していったと認識している、と回答

梓澤委員

経過は理解した。現在、小規模特認校に指定されている向山小学校は、仲よし幼稚園跡地に建設される大型集合住宅の通学指定校になったわけだが、今後はどのようにするのか。学級数が増えてくると思うが、その点も踏まえて考え方を教えてほしい、と質問

天田学校教育課長

人口の増減に注視し、先を見通した形で進めていきたい。現在、向山小学校の学級数は12学級で小規模特認校になっているが、12学級を超えた場合には、小規模特認校ではなく、通学区域から通学する学校に変更する可能性もある、と回答

梓澤委員

東習志野小学校の通学区域についても、大型集合住宅の建設を受けて変更している。今後、学区というものについてどのように対応しようと考えているのか。現時点での考え方を教えてほしい、と質問

天田学校教育課長

現在ユトリシア壱番街区から四番街区については、通学区域の弾力化という形で、東習志野小学校か実花小学校のどちらかを選択して通学している。五番街区の大型集合住宅については、あらかじめ、指定校は実花小学校になると保護者の方に説明し、入居者は実花小学校に通っている、と回答

小熊学校教育部次長

教育委員会としては、当然、適正規模をしっかりと見極めていかなければならないと考えている。そのような観点から、本定例会において小規模特認校の確認をした。しかしながら、併せて地域コミュニティ等との関連もあるので、地域コミュニティとの両立についてもしっかりと研究して、適正規模が維持できるようにしていかなければならないと考えている、と回答

原田委員長

今回小規模特認校となった袖ヶ浦西小学校においても、向山小学校や秋津小学校と同様に特色ある学校づくりを進めていくのか、と質問

天田学校教育課長

そのような方向性で検討していく、と回答

貞廣委員

全国的に見ると、単学級や複式学級が出てきた学校が小規模特認校となっている事例が多く、本市のように1学年2学級程度ある学校が小規模特認校になっているのはまれなケースである。

こうした小規模特認校や複数の学校を選択出来るといった調整区域は、学区が閉じていて地域の学校として成り立っていくということと、大分ポリシーを異にするものであると思う。一つの自治体の中で、そのような二つの学校があるということは、保護者の方に選択の余地があり良いが、学級数の問題だけで、ある時突然「13学級になったので学区の学校になります」、またある時突然「12学級になったのでまた小規模特認校になります」といったように、ポリシーのまったく異なる形を学校が行き来するようなことになってしまうのではないかと大変危惧している。

例えば、向山小学校が今後13学級以上になり小規模特認校でなくなった場合に、これまで出してきた特徴はどうなるのか。あまりに特徴のある学校が、学区が閉じている地域の学校になった時に、その特徴が普通の学校としてあまり好みではないと感じる保護者は、その学校に子どもを通わせたくないと思う可能性もある。しかしながら、学校としては優れた取り組みをしてくれているので、今までの学校の伝統を維持しないわけにはいかないと思う。

小規模特認校と通常の地域に根ざした学校というポリシーの異なるもののバランスを、どのように取っていくのかという点について、通学区域審議会などで長期的な観点で議論していただきたい、と要望

天田学校教育課長

通学区域審議会で検討していく、と回答

貞廣委員

次に、小規模特認校が複数あると、保護者の方にとっては選択の幅が広がる。その際選択する側からすると、学校の特徴が様々に異なっている方が選択の幅が広がると思う。各学校の特色づくりについては、なるべくバリエーションが出せるように努めていることと思うが、その点について教育委員会から指導をするのか、それとも学校に完全に任せているのか、と質問

上原指導課長

特色ある学校づくりについては、基本的には教育課程の問題であり、学校長が決定するものであるが、教育委員会としては積極的な支援を行っていきたいと考えている。例えば、向山小学校の特色である外国語活動という部分については、情報提供や指導のバックアップ等は教育委員会が担う部分であると考えている。

また各学校は、学区の特徴あるいは伝統に基づいて学校長が教育課程を判断した中で、子どもたちにベストと思われるものを選択しているが、あまりに行き過ぎた場合には、教育委員会としても指導等をしていかなければならないと考えている、と回答

貞廣委員

保護者や児童の中には、こうした特色ある学校を積極的に選択したいという方がいると思う。是非、地域に根ざした学校を基本としながらも、優れた特徴を伸ばし、且つそれを

しっかり広報して、皆さんに理解していただけるように、より一層努めていただきたい、と要望

原田委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（２）は了承された。

報告事項（４）谷津南小学校におけるバス通学について

（教育総務課）

三角学校教育部主幹

谷津南小学校におけるバス通学について、第９回定例会以降の状況を報告する。

平成２７年１０月２７日現在においては、谷津南小学校通学バスの発券数は１２枚であり、バス通学児童数については、１２名となっている。

バス通学に際しては、安全整理員を配置し、バス停及びバス車内の見守りを行っている。登校時間帯については、バス３台の運行のため、バス車内に各１名、バス停に１名の計４名、下校時間帯については、バス２台の運行のため、バス車内に各１名、バス停に１名の計３名の安全整理員を配置している。

登校時間帯については、「奏の杜三丁目」バス停から「谷津干潟」バス停まで乗車する。下校時間帯については「谷津南小学校」バス停から「奏の杜フォルテ」バス停まで乗車する。下校時に、バスを待つ場所については、バス停が谷津南小学校通用門の近くにあるため、学校敷地内で待機し、バスが来たことを確認してからバス停へ移動して乗車し、下校となる。また、放課後児童会の利用にも配慮し、土曜日、長期休業中も安全整理員を配置する。バス通学については、現在まで大きな問題は起きていない、と概要を説明

貞廣委員

本来は一番近い学校に通いたいであろう児童や保護者に、遠くまで通っていただくので、安全には十分、万全を期して配慮していただきたい。

現在のバス通学児童を見ると、比較的低学年の児童が多いように思う。低学年の子には安全整理員の声掛けも届きやすいと思うが、学年が上がるにつれて、自分のことを過信して色々な行動をとったりするので、むしろ安全整理員の声掛けは届きづらくなり、危険性は増すと思う。学校は指導を徹底し、教育委員会からも支援をしていただきたい、と要望

梓澤委員

前回の教育委員会会議でも報告を受けたように、現時点では、円滑に谷津南小学校へのバス通学が進められているということは理解した。

そこで確認だが、バス通学による通学は９月２４日から始まっているが、これまでに、保護者からいただいた意見はあったか。また、学校からの要望や意見等はあったか、と質問

三角学校教育部主幹

教育委員会事務局の職員も登下校時間帯はバス停に見守りという形で参加していた。その際に保護者の方とお話しする機会があったが、保護者からは、「安全に十分配慮していただいてありがたい。」という意見をいただいた。一方で、路線バスの利用について不安を抱いている保護者からは、「いつまで路線バスを利用するのか。」という質問をいただいた。

このような意見をいただく中で、対応についてはよく検証し、より良いバス通学になるように進めていきたい、と回答

梓澤委員

暫定措置として、通学区域を変更したわけであるが、結果として、保護者からは谷津南小学校に通学できてよかったと思える学校を作り上げていくことが、これからは大変重要なことであると思う。どのように考えているのか、と質問

上原指導課長

当然、特色ある学校づくりについては、谷津南小学校に関しても、通学区域を変更したことにより、特にその学校ならではの特色をこれから作っていかねばならないと思っている。例えば、谷津南小学校には目の前に大きな谷津干潟と新興住宅があるという部分を考えると、自然体験と環境というのがテーマになる等、様々なことが考えられる。これから学校とも相談を進めていきながら、より良い形で特色のある学校づくりを研究していきたい、と回答

梓澤委員

谷津南小学校に限ったことではないが、今後、特に谷津南小学校をどのような学校に作り上げていくのか、学校教育の充実というソフトの面からも十分に検討していただきたい、と要望

原田委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（４）は了承された。

議案第４３号 習志野市指定文化財の指定について

(社会教育課)

佐々木社会教育課長

J R津田沼駅南口特定土地区画整理事業に伴い出土した資料のうち、「谷津貝塚出土墨書土器」、「谷津貝塚出土瓦搭」、「谷津貝塚出土銭貨」、「谷津貝塚出土金属製品」の４件、計４０点は極めて貴重で、学術上価値が高いと考えられることから、その保存並びに活用を図るために、習志野市指定文化財に指定すべく、習志野市文化財審議会に、平成２７年７月２２日に諮問した。

この諮問に対し、審議会からは、平成２７年８月２４日付けで、「谷津貝塚集落の性格、行政組織との関係、信仰など市域における古代の多くの情報を伝える資料として極めて貴重であり、習志野市指定文化財に指定すべき学術上価値の高い考古資料である。」との答申があった。また、当資料の所有者である習志野市長からも、平成２７年８月２５日付けで習志野市指定文化財に指定することに同意をいただいた。

このことから、文化財保護法第１８２条第２項及び第１９０条第２項並びに習志野市指定文化財保護条例第４条第３項の規定に基づき、当該資料を習志野市指定文化財として指定することについて御審議いただきますようお願いする。

なお、指定後については、総合教育センター１階ロビーで展示、公開する予定である。また、来年１月末に千葉県北西部地区の文化財発表会が、本市の市民会館及び大久保公民館で開催されるので、そこでも展示を予定している。

本日は、出土した資料の一部を用意したので、お手持ちの資料と合わせて御覧いただきながら審議いただきますようお願いする、と概要を説明

原田委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第43号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第44号 平成27年度末及び平成28年度習志野市立高等学校教職員人事異動方針の制定について (学校教育課)

天田学校教育課長

はじめに、習志野高校の教員構成について説明する。習志野高校の本務教員は男女合わせて58名、講師は7名となっている。教員の男女比は、およそ6対4である。

年齢構成については、2年前の平成25年度と比較して説明する。平均年齢は講師、再任用職員含めて44.2歳となる。若年層の教員数が増加しており、平成25年度は46歳から55歳までが多く、26歳から40歳までが平成25年度から平成27年度の間に増加していることが分かる。また、経験年数は、教員経験20年を境に、ちょうど半分に分かれる。習志野高校も、若年層教員の増加が進んでいるということになる。

それでは人事異動方針について説明する。平成27年度末及び平成28年度における習志野市立習志野高等学校教員の人事異動は、県立高等学校教員との人事交流を行っているため、県教育委員会の人事異動方針に準じている。なお、本方針のねらいは、本市教育の振興及び習志野高校の文武両道の教育目標を実現することであり、そのための教員組織の充実と活性化は不可欠であると捉えている。以上の観点から、県教育委員会と連携を図りながら人事異動を行なっていきたいと考えている。

最後に、昨年度との変更点について説明する。第1 一般方針4 障がいのある職員の人事配置については、十分に配慮するという内容の表現を変更した。

本市教育委員会としては、県教育委員会と連携し、教員の適材適所、適正配置に努めていく、と概要を説明

古本委員

前回の教育委員会会議において、昨年度、英語の非常勤講師が欠員になっていると報告を受けたが、今回補充する方向で動いているのか、と質問

天田学校教育課長

本年度より、ALTという形で配置している、と回答

原田委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第44号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第46号 習志野市いじめ防止基本方針の策定について (指導課)

上原指導課長

習志野市いじめ防止基本方針については、パブリックコメントを実施した結果、2名から34件の意見を頂戴した。このコメントを受けた上で、習志野市いじめ防止基本方針について説明する。

まず、習志野市いじめ防止基本方針の大きな7つの柱「1 はじめに」「2 いじめの防止等に関する基本的考え方」「3 習志野市・習志野市教育委員会が実施すべき施策」「4 学校及び学校の教職員の役割」「5 保護者及び市民の役割」「6 重大事態への対処」「7 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項」に変更はない。

次に、主な変更点については、「1 はじめに（1）いじめの防止等の対策に関する基本理念」については、「そのために関係機関・学校・家庭・地域が連携し、一丸となって取り組んでいかなければならない」という部分を、パブリックコメントを受け精査したところ、主体をはっきり記述するため「そのために、市・教育委員会・学校・地域住民・家庭及び警察等の関係者が連携し、習志野市民が一丸となって取り組んでいくことが必要である」に変更した。この変更に伴った、「1 はじめに（2）いじめの定義」や具体的ないじめの態様についての変更はない。「1 はじめに（3）いじめの禁止」については、「児童生徒はいじめを行ってはならない。また、いじめを認識しながらこれを放置することがないように努めるものとする」の部分を、いじめ防止対策推進法に照らして「児童生徒はいじめを行ってはならない」のみに変更した。

「2 いじめの防止等に関する基本的考え方」については、大きな変更はない。

「3 習志野市・習志野市教育委員会が実施すべき施策」については、市と教育委員会がいじめ防止の施策を確実に行う責務があるため、組織については議案第45号において審議していただく予定であるが、いじめ防止基本方針に記載の内容については大きな変更はない。

「4 学校及び学校の教職員の役割」については、既に策定している「学校いじめ防止基本方針」を見直し、有効に活用していくことでいじめ防止に取り組んでいくという部分に、大きな変更はない。

「5 保護者及び市民の役割」については、児童生徒の保護やいじめの情報提供及び児童生徒の見守りに関する内容に変更はない。

「6 重大事態への対処」については、パブリックコメントを受けて、「児童生徒の生命や財産等に重大な被害が生じる疑いのあると認めるとき」に、「児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」を追記した。

最後に、「7 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項」については、調査結果の保存等の内容に変更はない。

今後、この習志野市いじめ防止基本方針を公開していくにあたり、文言についての表記等の見直しを随時行っていく、と概要を説明

貞廣委員

習志野市いじめ防止基本方針については、大変丁寧にまとめていただいていると思う。そこで、本方針の内容についてではなく、パブリックコメントについて質問したい。2名から34件のパブリックコメントを頂戴したとあり、拝見すると、大変丁寧なコメントを寄せてくださったと感じる。しかしながら、2名というのは若干少なく感じる。今後パブリックコメントを実施する時に、多くの方にコメントをいただけるようにもう少し何か工夫ができればと思う。今回、どのような媒体を使ってパブリックコメントを実施したのか伺いたい、と質問

上原指導課長

パブリックコメントについては、習志野市のホームページ上に公開し、提出方法については、メールや直接の持参等、多くの方から様々なメディアを使って意見を寄せていただくような対応を図ったが、今回の2名という結果になった、と回答

貞廣委員

県のいじめ防止基本方針のパブリックコメントの際も、7名の方からしかコメントが来なかった。今後いじめの防止の他にも非常に重要な課題で市民の知恵を頂戴する必要があると思うので、何らかの形でもっと多くの方に見てもらえるような媒体や方法を検討していただきたい、と要望

上原指導課長

貴重な意見として頂戴し、今一度パブリックコメントについて何か良い方法がないか検討していく、と回答

原田委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第46号は全員賛成で原案どおり可決された。

協議第1号 特別支援学級及び通級指導教室の整備計画について

(指導課)

上原指導課長

まず、本市の特別支援教育学級の児童生徒数及び学級数の推移については、最近5年間の小学校全体の児童数が約3.9%の減少となる中、特別支援学級の児童数は46人、約20%の増加となっている。また、全児童数に対する特別支援学級児童数の割合も上昇傾向にある。中学校においても同様の傾向となっている。

本市には特別な支援をする場として、特別支援学級と通級指導教室がある。特別に支援を要する子どもは年々増加傾向にあり、適切な指導の場を保障することは、喫緊の課題となっている。しかしながら、数年来、市内の特別支援の場である特別支援学級や通級指導教室は常に不足気味である。そこで、障がい種別に現状を考慮した上で、今後の整備計画を立て、特別支援教育の時代のニーズに対応していくこととしたい。

本市においては、「自閉症・情緒障がい」「LD・ADHD」「言語障がい」「難聴」「知的障がい」といった特別支援学級と通級指導教室が設置されている。自閉症・情緒障がい及び言語障がい特別支援学級においては、通級的指導も行っている。それでは、障がい種別に説明する。自閉症・情緒障がいについては、4つの小学校と1つの中学校で特別支援学級で通級的な指導を実施している。この指導方法については、自分の学校内の情緒障がい特別支援学級で指導を受けるといった形を整えるよう県より指導を受けている。このことも踏まえ、子どもたちに望ましい学習環境を整えるため、将来的に全ての小中学校に情緒障がい特別支援学級を設置し、別の学校に通うことなく自校で指導を受けられるようにしていきたいと考えている。言語障がいについては、3つの小学校と1つの中学校で通級的な指導を実施している。言語障がいについては個別の指導が主であり、学級を開設して指導していく必要がないことから、市内に適正な数の通級指導教室を設置して支援していくこ

ととする。難聴については、現在、東習志野小学校のみに通級的な指導を実施している難聴特別支援学級があり、これを継続する。知的障がいについては、七つの中学校区のうち、知的障がい特別支援学級が唯一設置されていない第一中学校区の小学校に設置する計画である。

全てを一度に設置するというわけにはなかなかいかないので、特に多くなっている自閉症・情緒障がい特別支援学級及び自閉症・情緒障がい通級指導教室の人数を適正に戻し、一人ひとりに合った教育ニーズに対応するために、自閉症・情緒障がい特別支援学級を全市立小中学校に計画的に設置していきたいと考えている。

自閉症・情緒障がい特別支援学級等の整備をすることのメリットについては、自分の学校で特別支援を受けることで、効果的な指導が受けられること、適時指導を受けられる可能性が高まるため通級終了までの期間が短くなること、保護者の送迎の負担が解消されること等が考えられる。

今後の整備計画については、平成28年度から平成30年度までの3年間で、自閉症・情緒障がい特別支援学級を7つ、知的障がい特別支援学級を1つ設置することを考えている。これらを整備することによって、例えば他校の通級指導教室に通っている児童が、自校に学籍が戻り、放課後などに自校で通級指導を受けられるようになる。例えば、袖ヶ浦西小学校の場合、現在、袖ヶ浦東小学校の自閉症・情緒障がいの通級指導教室に通っている児童が14名いる。その14名が袖ヶ浦西小学校に学籍を戻すと、袖ヶ浦東小学校の通級指導を受けている児童数が14名減ることになる。同様に、実籾小学校に自閉症・情緒障がい特別支援学級を設置すると、東習志野小学校へ通級指導に通っていた児童13名の学籍が実籾小学校に戻り、東習志野小学校の通級指導教室に通っている児童数は13名減ることになる。これらを年次推移で見えていくと、子どもたちが適正な場所で適正な人数で受けられるようになる。

実際の児童の1日の過ごし方については、自閉症・情緒障がい特別支援学級設置校においては、特別支援学級の児童が一日教室におり、自校の通級指導対象児童については、放課後などに通級指導を受けることになる。今までよりも、より頻度が上がり、また多岐にわたった指導形態も考えられるようになるため、これらの特別支援学級及び通級指導教室の整備を進めていきたいと考えている、と概要を説明

貞廣委員

特別な配慮が必要な子どもたちへの支援に機動力が増す非常に歓迎すべき計画であると思うので、是非確実に進めていただきたい。

特別な配慮が必要な子どもこそ、地域に根ざし、地域の中で育っていくことが大変重要だと思う。他校に通っていると、なかなか地域に根ざせない。自校の通級指導教室で、学校だけではなく地域でインクルーシブに育っていくということが非常に大きなメリットであると思うので、そのような点も積極的に捉えていただきたい。

また、全国的に見ると、高校における特別支援の不足が大きな課題になっていると聞く。習志野高校でも、特定の学習障がいについて悩んでいる生徒はいるのか。また、それに対してどのような対応をしているのか、と質問

天田学校教育課長

習志野高校において、そのような学習障がいについて悩んでいる生徒についての報告は、特に上がっていない。もしそのような生徒が在籍しているのならば、しっかりとした対応をし

ていく必要があると思うので、課題としていきたい、と回答

貞廣委員

高等学校は義務教育ではないので、先生方もそのような生徒はいないという前提で指導にあたり、行きづらいつ感じている生徒がいると聞く。習志野高校がこのような事例に相当するかどうかはわからないが、自ずから例外視するのではなく、そのような学習障がい等で悩んでいる生徒もいるかもしれないという視点で、是非支援に取り組んでいただきたい、と要望

原田委員長

経験から申し上げると、高等学校は入学試験があり、ある一定の成績の生徒が合格して入ってきているが、どうしても途中で学習が遅れる生徒も出てくる。そのような時の対応として、多くの場合放課後に個別指導を行っている。今は本当に丁寧に、教員が個別指導を行っている現状があると聞く、と発言

貞廣委員

そのような指導において特別支援的要素があるのならば、専門職の方が指導にあたるのが理想であると思う。そのようなことも、最初から施策の対象外とするのではなく、一つ追加事項として捉えていただきたい、と要望

原田委員長

障がいを持った生徒が高校に入学する場合は、保護者や中学校の先生や校長と相談して決まるが、例えば識字障がいなどの障がいでは学校生活が送れないのならば、県から補助員や介助員が配置される、と発言

植松教育長

特別支援というものは、非常に大切な教育の一つであると思う。2020年に東京オリンピックの開催が決まり、同時にパラリンピックが開催される。このパラリンピックを経験することによって、日本社会は一気に障がいへの理解が進むと思う。そのような時代を迎えつつある今、教育現場においては障がいを持った子どもたちが年々増えているように感じる。そのような子どもたちへしっかりとした対応をしなければならないと思う。そのためにも、特別支援学校及び学級の開設、先生方の確保、予算の確保など、様々なことを総合的に考慮していく必要がある。教育委員会として、明確な目標を持って、教育の機会均等をしっかりと図っていかなければならない、と発言

梓澤委員

このように整備していくことに賛同する。

説明の中で、特別支援学級と通級指導教室という言葉が出ていたが、どのような場合に学級として整備するのか、どのような場合に教室となるのか、違いを教えてください。また、保護者にとって何がどのように違うのか、と質問

上原指導課長

特別支援学級についても通級指導教室についても、まず、教員や保護者が子どもの障が

いについて把握してその障がいについて分析しなければならない。習志野市では教育支援委員会という委員会が開かれており、その中で専門の知識を持った方に見ていただく。子どもの障がいに応じて、一日クラスの中で生活をして担任の先生と一緒に学習を進めていく特別支援学級が望ましく、保護者もそれを希望しているということであれば特別支援学級に在籍することになる。一方、一日中特別支援学級にいるのではなく、通常教室に在籍して個別的な特別支援教育指導を受けることによって障がいを解消していく方が望ましいという児童については、通級指導教室で支援を受けることになる。特別支援学級は児童が一日中その学級におり、通級指導教室は児童が通常学級に在籍して、一部の授業の時間や放課後に特別支援学級で指導を受けるといった違いがある。

保護者については、今の自校の通級指導教室が十分に整備されていない状況の中では、子どもを通級指導教室のある学校に送迎しなければならない。すなわち二つの学校に通っているようなものになり、そのような違いもある、と回答

梓澤委員

漠然とした理解はあるのだが、自閉症・情緒障がい特別支援学級やLD/ADHD通級指導教室などは、どのような学級であるのか、と質問

上原指導課長

LDは学習障がいであり、ADHDは注意欠陥・多動性障がいである。これらは医師が診断をするものである。このような症状の児童に効率的な指導を与える場がLD/ADHD通級指導教室である。自閉症・情緒障がい特別支援学級に関しては、自閉症については社会性の障がいと言われており、コミュニケーション障がいや、何か反射的に逸脱した行為をするなど広義的である。アスペルガーの症状で、場面緘黙は情緒型に分類される等の棲み分けは一応あるが、どこから線引きするのか難しいところもあり、自閉症・情緒障がいという併記になっている。何れにしても、何らかの障がいが見られることのカテゴリの大きな枠だと考えていただければと思う、と回答

梓澤委員

資料を見ると、定員が定まっている学級と、そうではないところがあるが、違いは何か、と質問

上原指導課長

特別支援学級については、法で必ず8名で1学級にすることが定められている。資料に示してある「1学級定員10名」というのは、特別支援学級に籍を置く児童8名の他に、障がいの程度が軽い児童については、通常学級に籍を置いて特別支援学級で通級的な指導を受けるといった形も認められているので、そのような児童も含めた在籍児童数の定員を示している。また、通級指導教室の「1教室20名程度」というのは、通級指導教室は法に基づいた解釈をすると、基本的には10名程度ということだが、自治体やその指導方法によって最大20名程度までというような定員を考えており、「1教室20名程度」という表記になっている、と回答

古本委員

実際には、どのように障がいのある児童生徒を拾い上げているのか、と質問

上原指導課長

まず、就学前の児童については、保護者から幼稚園の先生やひまわり発達相談センターに相談があり、適切な対処をしていく方法や、幼稚園の先生がお迎えの時や面談の折に保護者の方へ相談させていただき、障がいについて対応していくことが望ましいという同意を得た上で、対処していくといった方法がある。就学後の児童については、基本的には学校の中にいる時間が長いので、まず、学校の中で担任の先生が気になる児童や特別な支援が必要に思える児童を把握して、学校内の組織である校内就学指導委員会の中で、どのような支援をしたらよいかの検討を含め組織的に対応していく。さらに、習志野市が派遣している心理発達相談員や調査員に見ていただき、適切な助言を仰ぎながら、特別な支援を受けなければならないということであれば、特別支援学級あるいは通級指導教室を進めていく、と回答

古本委員

全ての子どもを拾い上げることは大変難しく繊細な問題であると思うが、積極的な働きかけを行い、拾い上げられたことによって、その子たちの未来が広がり、可能性が開けるような教育を進めていただきたい、と要望

原田委員長が他に質疑なしと認め、協議第1号は協議を終了した。

協議第2号 次回教育委員会の期日について協議し、平成27年11月18日（水）午後3時に決定された。

<報告事項（3）及び報告事項（5）ないし報告事項（7）

並びに議案第42号及び第45号は非公開。

ただし、報告事項（3）については、11月30日にホームページに公開されたため、議案第42号及び第45号については、平成27年11月24日をもって市長から議会へ提案されたため、会議録を公開とする。>

報告事項（3）平成27年度全国学力・学習状況調査の結果について

（総合教育センター）

西谷総合教育センター所長

平成27年度全国学力・学習状況調査は、平成27年4月21日に全国一斉に行われ、本市においても小学校第6学年と中学校第3学年を対象として実施した。

調査内容については、教科に関する調査において、主として「知識」に関する問題は、身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や実生活において必要不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能である。主として「活用」に関する問題は、身に付けた知識や技能を実生活の様々な場面に活用する力を調査するものである。

教科に関する調査の実施結果の概要について、小中学校共に実施した国語、算数・数学、理科の3教科全てにおいて、本市は全国平均、千葉県平均正答率を上回っている。各教科の成果と課題について、小学校の国語については、特に「話すこと・聞くこと」が、中学校の国語については、特に「書くこと」が全国平均を上回っている。しかしながら、小学校は、「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」の「漢字を正しく書く」「主語を捉える」にやや課題がある。中学校においても「漢字を正しく書く」「単語の類別についての理解」にやや課題がある。算数・数学については、小中学校共に全国平均と比べて、活用問題の正答率の上回り方が大きく良好である。また、問題形式の「記述式」が特に良好である。しかしながら、小学校では、「小数の位を揃えて計算すること」や「分母の異なる分数同士の減法の計算」について課題がある。中学校では、「空間における直線と平面の垂直についての理解」のような図形の問題、「反比例のグラフを選ぶ」関数の問題の理解にやや課題がある。理科については、小中学校共に全ての領域において全国平均を上回っている。しかしながら、小学校では、「顕微鏡の各部分の名称」「顕微鏡の適切な操作方法」についてやや課題がある。中学校では、「地学的領域」のうち「雲の成因を様々な条件と関連付けて捉えること」に課題がある。

児童生徒質問紙調査の結果の概要については、小中学校共に「基本的生活習慣」の領域が全国平均より高い。しかしながら、中学校においては、「規範意識」に関する肯定的な回答が全国と比べてやや低くなっている。「学習習慣」では学校の宿題や復習をしている割合が低く、家庭学習の定着について課題がある。「家庭・地域」の項目では、地域行事への参加、地域や社会に対して関心を抱くことについて、全国よりも低く課題がある。

最後に、調査結果の考察及び今後の取り組みについて、小学校については、各教科において常に辞書が手元にあり使えるような言語環境をつくり、積極的に辞書を利用する機会を設けていく。算数では、意図的に誤った筆算を示して、子どもたちが正しい計算の仕方を話し合ったり、正しい計算方法を説明したりする活動を通して、理解の定着に努めていく。理科では、観察する必要感を持って顕微鏡を使うなどの学習活動を取り入れて、観察を記録する際には、器具の名称も書き込むようにし、日常的に顕微鏡を使うことができるように工夫する。中学校については、国語においてそれぞれの単語が文章の中でどのような働きをしているかを考えさせ、そのことが目的や意図に応じた文章を書くことにつながることを意識させて指導する。数学では、身近な立体や見取図をよく観察させて、直線や平面などの位置関係を考察する場面を設定し、空間認識に対する理解を深める。また、関数については、反比例のグラフの特徴をよく理解できるようにするために、コンピューターを活用するなどして、グラフをよく観察する活動を取り入れたりする。理科では、考察したことを検討して改善する場合に、複数の資料を使うなどして多面的・総合的に思考出来るようにしていく。以上のことは本市全体の状況である。学校により調査結果が異なるので、今後の改善に向けた取り組みについては、各学校の実態に応じて具体的に工夫して実践していくこととなる。

なお、本市における全国学力・学習状況調査の結果の公表については、平成27年11月30日（月）午前10時より、習志野市総合教育センターのホームページ上に載せる予定である。ただし、各学校の平均正答数や平均正答率については公表しないものとする、と概要を説明

貞廣委員

全体的に学力良好であるということで、先生方の御尽力に感謝する。その上での意見で

あるが、公立学校を対象として、特に本市ぐらいのスケールの調査結果であることを考えると、平均値の話にどこまで意味があるのか疑問に思う。もちろん、全国レベルでは平均でどこが良かった悪かったという分析も十分意味があると思うが、公立学校においては、平均よりも分散への着目という観点が必要であると思う。下の方に分布する子どもがどれぐらいいて、どう手が届いていないのか、なぜそうであるのか、さらに、誰がその分散の下の方であるのかという分析が必要であると思う。例えば、この調査設計では因果関係は分からなくても、状況証拠として各項目の関連性を見出し深堀りすることができると思う。今回示していただいた考察や今後の取り組みについては、検証した結果が示されていないのに手立てが示されていると感じるので、学校の先生方にとっても、「なぜそうであるのか」と「誰が一番困っているのか」ということが分かった方が、各学校の実態に応じた工夫も実践しやすくなると思う。

また、学校ごとの公開は行わないということであったが、公開を行うことに何の意味も無いと思うので、是非そのような方針で進めていただきたい。

最後に、報告の中で、各学校により調査結果が異なるので、実態に応じて工夫を行うとあったが、各学校においては、自校のデータを把握しており、前述したような分析は可能であるのか、と質問

上原指導課長

各学校の実態については、各学校に送られてきているデータを基に、千葉県総合教育センターが作った分析ツールによって状況を把握することができる。学校においては、教科ごとの教科部会が、児童生徒の苦手分野について分析を行い指導にあたる。この教科部会が具体的な手立てあるいは次年度の年間学習計画の中に生かしていくということを行っている、と回答

貞廣委員

各学校に送られてきているデータは平均値か。そうであれば、そのことについてどのように考えており、どのように対応していくつもりか、と質問

上原指導課長

各学校に送られてきているデータは平均値であるが、近年、学力の二極化ということが言われており、標準偏差をとると真ん中でも、実は上と下に分かれている実態があるということは把握している。学習の形態の中で、一斉授業の中でどのように効果的に実践するのかということについては、公開研究会における指導や、学習指導改善の授業提案を先生方に示すといった形で具現化を図っていく。学力の二極化についての実態を十分に把握した上で、これから対応していかなければならないと考えている、と回答

古本委員

採点は各学校の先生が行っているわけではないのか。学力調査の結果はどこまで教えていただいているのか、と質問

西谷総合教育センター所長

本学力調査は国が行い、その結果は全て本市に送られてくる、と回答

古本委員

結果は全て送られて来るということは認識した。非常に繊細な問題であると思うが、例えば偏差値が1SDや2SDまで離れてしまっている子がいる場合に、その子のことを把握することは可能であるのか。あるいはそのようなことは、学校にも非公開にされているのか、と質問

西谷総合教育センター所長

各学校のデータについては、各学校に全て送られる。その中で、一人ひとりの児童生徒の学習状況は把握できるようになっている。それに基づいて個別指導に生かしていくことも十分可能である、と回答

梓澤委員

習志野市の平均が全国平均を上回っていることは、大変よく理解できた。是非今後も考察を基に維持していけるように取り組んでほしい。

学力については、全体が引き上がることが必要だと思う。出来る子の得点で平均が上がるのではなく、出来ない子の底上げが、これからは求められていくと思う。今回学力調査では、得点分布状況はどのようになっているのか、と質問

上原指導課長

得点分布については、前述したように通常の標準偏差による正規分布の様にきれいになっているとは言い難い。山が平均のスケールの上か下かは各学校によって異なる、と回答

梓澤委員

出来ない子の得点状況や今後の対策については、どのように考えているのか、と質問

上原指導課長

学校によっては、きめ細かな指導教員がついているところ、少人数加配教員を配置しているところがある。また、教育相談員のいる学校では、少し学習の遅れた子どもたちに授業を行っているところもある。しかしながら、基本的にはクラスの授業の中で、その子どもたちも授業に付いてこられるような指導力を身に付けることが大変重要であると思う、と回答

梓澤委員

つい平均に目が行ってしまいが、子どもの学力の底上げについてもしっかりと対応し、能力別の具体的な方策を実施していただきたい、と要望

古本委員

児童生徒質問紙調査の結果については、全国平均より下回っていて非常に問題であると思うものがいくつかある。「自尊感情」「規範意識」「総合的な学習への関与」など、この項目については、どのような対策を考えているのか、と質問

上原指導課長

自尊感情については、全国的に自尊感情の弱い子どもが多いという現状の中で、本市と

しては、児童生徒に「共感的に理解をする」「自己決定をする」「自己存在感を与える」ということを意識した授業を行う、つまり、自分はやればできると感じられる場を作ること、あるいは、特別活動の場ということが、今後広く求められていくと考えている。また、総合的な学習については、広範囲に亘って教科を横断的に扱うものであるので、ダイナミックな教育課程の編成等も視野に入れていかなければならないと考えている、と回答

古本委員

自尊感情等が全国的に落ちている中で、本市はさらにその平均を下回っている状況は非常に問題であり、何かしらの対応をお願いする、と要望

上原指導課長

認めてあげる場を増やすことが必要であると思う。学校においては、学習場面がそのほとんどを占めるため、学習がその機能を果たさなくてはならないと思うが、特別活動や部活動の場といった他の場面でも、子どもたちの自尊感情を育てる意識を持った指導をしていかなければならないと考える、と回答

古本委員

おそらく、「自尊感情」「規範意識」「総合的な学習への関与」を上げてあげることが、いじめの件数を減らすことにも結び付いていくと思う、と発言

上原指導課長

そのとおりであると考えている、と回答

原田委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（3）は了承された。

議案第42号 平成27年度教育費予算案（12月補正）について （教育総務課）

小野寺教育総務課長

実籾小学校及び袖ヶ浦西小学校に自閉症・情緒障がい特別支援学級を開設するための経費、秋津小学校の揚水ポンプ機器等の更新工事にかかる経費並びに給食センター及び単独校給食の賄材料費の増額にかかる経費について、平成27年度12月補正予算として、市長に申し入れるものである。

歳出概要については、合計4千20万7千円の事業費を増額補正し、その財源内訳については、地方債の活用及びその他財源の活用により一般財源は9百72万6千円となっている。特に小学校施設改善整備事業の自動制御装置及びポンプ1台の不良等を生じている秋津小学校の揚水ポンプ機器等についての更新工事については、年度内の完了が見込めないことから、併せて繰越明許費の設定をするものである、と概要を説明

原田委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第42号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第45号 習志野市いじめ問題対策連絡協議会、習志野市いじめ問題対策委員会及び習志野市いじめ問題再調査委員会設置条例の制定について（指導課）

上原指導課長

これまで教育委員会会議において協議していただいたとおり、国の「いじめ防止対策推進法」を受け、本市の児童生徒が健やかに成長することができる環境を作ることを目的とし、習志野市・習志野市教育委員会がいじめ問題に真摯に取り組むとともに、市民にも広く習志野市のいじめ対策について周知し、併せて市民の協力もいただくために、「習志野市いじめ防止基本方針」の策定を進めているところである。

「習志野市いじめ問題対策連絡協議会」は、国の「いじめ防止対策推進法」の第14条第1項に「いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため置くことができる」と示された組織である。

また、「習志野市いじめ問題対策委員会」は、同法第14条第3項に「教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、いじめ防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは教育委員会に附属機関として置くことができる」と示された組織である。この附属機関は、いじめの防止等の対策に関する調査審議と併せて、重大事態が発生した場合、教育委員会の諮問に応じ、事実関係を明確にするための調査を行う組織としての職務も担う。

最後に、「習志野市いじめ問題再調査委員会」は、重大事態の報告を受けた市長が必要と認めるときに、再調査を行う組織である。

本条例において、「習志野市いじめ問題対策連絡協議会」に、現行の「習志野市青少年問題協議会」の委員を充てることに伴い、「習志野市青少年問題協議会設置条例」の一部を改正する。

本条例の施行日については、平成28年4月1日の予定である、と概要を説明

梓澤委員

新たに設置しようとしている組織について、この3つの組織がどのようなスキームにおいて関わりを持ち、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進していくのか伺う、と質問

上原指導課長

「習志野市いじめ問題対策連絡協議会」は、いじめ問題というのは子どもの人権に関わることから、学識経験者、福祉関係者、医師、行政機関職員等を構成員とした協議会として、市全体でいじめ問題に取り組む機関だと認識していただきたい。この協議会は構成員が25名おり、具体的に実行していく時に、そこに密に連携を取った教育委員会の附属機関である、「習志野市いじめ問題対策委員会」が実務的なことを担うことになる。また、「習志野市いじめ問題対策委員会」は重大事態が起こった時には学校と共に解決にあたるため、構成員は5名と少数精鋭の組織になっている。「習志野市いじめ問題再調査委員会」については、重大事態の報告を受けた市長が再調査の必要があると認めた時に、市長の附属機関として再調査を行う組織である、と回答

梓澤委員

出来るだけ再調査委員会については活用することがなく済むようにしてほしい、と要望

植松教育長

「習志野市いじめ問題対策連絡協議会」及び「習志野市いじめ問題対策委員会」については、年3回程度計画的に開催する。現在本市においては、市内の全小・中・高等学校で年3回「いじめアンケート」を行っているので、このアンケート結果について協議会及び委員会に報告し、しっかりと議論していくとともに、「習志野市いじめ問題対策委員会」は、いじめ防止等のための対策を実効的に行う組織として活用する。また、「習志野市いじめ問題対策委員会」については、いじめの重大事態が発生した際には、状況に応じて調査等も行う組織である。この組織は、弁護士や大学教授などの5名により構成される。「習志野市いじめ問題再調査委員会」については、重大事態の調査結果の報告を受けた市長が、必要に応じて附属機関を活用して調査結果について再調査を行う組織であり、市長部局に設置されるものである、と発言

古本委員

「習志野市いじめ問題対策連絡協議会」は、「習志野市青少年問題協議会」と同一の組織であるのか、と質問

植松教育長

そのとおりである、と発言

原田委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第45号は全員賛成で原案どおり可決された。

報告事項（5）臨時代理の報告について

（習志野市立小学校の校長の人事異動に係る内申について）

（学校教育課）

報告事項（6）臨時代理の報告について

（習志野市教育委員会6級以上の職員の任免について）

（学校教育課）

報告事項（7）臨時代理の報告について

（習志野市教育委員会6級以上の職員及び5級の指導主事の任免について）

（教育総務課）

小熊学校教育部次長

習志野市立小学校の校長の人事異動に係る内申について及び習志野市教育委員会6級以上の職員の任免について並びに習志野市教育委員会6級以上の職員及び5級の指導主事の任免について、臨時代理したことについて、概要を説明

報告事項（5）は了承された。

報告事項（6）は了承された。

報告事項（7）は了承された。

原田委員長が

平成27年習志野市教育委員会第10回定例会の閉会を宣言